

志木市条例第15号

志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

志木市国民健康保険税条例（昭和30年志木市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第22条第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「510,000円」を「520,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の志木市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。